

特養

1. 高額介護（予防）サービス費

これは1ヶ月の介護保険サービスの自己負担（1～3割）の一定の上限を超えた部分が返還される制度です。

〈現行〉

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約383万円以上）	44,400円

〈令和3年8月から〉

収入上限	世帯の上限額
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円～約1,160万円未満	93,000円
年収約383万円～約770万円未満	44,400円（据え置き）

2. 特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度額認定証該当者）

〈現行〉

段階	対象者	食費
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入80万円以上	650円

預貯金要件

単身1,000万円 夫婦2,000万円

〈令和3年8月から〉

段階	対象者	食費
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入80万円以上120万以下	650円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入120万円以上	1,360円

※第3段階に該当していた方が、さらに2分化され、より収入が高い方には、食費分を日額710円増となる為、月額（30日計算）21,300円の負担増となってしまいます。

預貯金要件

第2段階 単身650万円 夫婦 1,650万円

第3段階① 単身550万円 夫婦 1,550万円

第3段階② 単身500万円 夫婦 1,500万円

※ これまでこの制度の対象となっていた方が、急に該当しなくなることが想定されます。

3. 食費の基準利用額

〈現行〉1,392円（日額） → 〈令和3年8月から〉1,445円（日額）